

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

| | |
|------------|--------------------|
| 調査対象：267金庫 | 調査基準時期：平成26年月3月末時点 |
|------------|--------------------|

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等

| 申出時期 | 件数 | 金額 |
|-------------|------|----------|
| 平成12年度 | 133件 | 26,429万円 |
| 平成13年度 | 127件 | 24,220万円 |
| 平成14年度 | 169件 | 30,445万円 |
| 平成15年度 | 181件 | 24,549万円 |
| 平成16年度 | 130件 | 15,155万円 |
| 平成17年度 | 102件 | 9,520万円 |
| 平成18年度 | 63件 | 4,014万円 |
| 平成19年度 | 40件 | 5,456万円 |
| 平成20年度 | 24件 | 3,236万円 |
| 平成21年度 | 34件 | 1,761万円 |
| 平成22年度 | 25件 | 2,061万円 |
| 平成23年度 | 16件 | 1,997万円 |
| 平成23年 4月～6月 | 7件 | 183万円 |
| 7月～9月 | 2件 | 421万円 |
| 10月～12月 | 3件 | 99万円 |
| 平成24年 1月～3月 | 4件 | 1,294万円 |
| 平成24年度 | 18件 | 1,470万円 |
| 平成24年 4月～6月 | 3件 | 698万円 |
| 7月～9月 | 9件 | 406万円 |
| 10月～12月 | 3件 | 186万円 |
| 平成25年 1月～3月 | 3件 | 180万円 |
| 平成25年度 | 26件 | 2,636万円 |
| 平成25年 4月～6月 | 3件 | 103万円 |
| 7月～9月 | 4件 | 151万円 |
| 10月～12月 | 10件 | 429万円 |
| 平成26年 1月～3月 | 9件 | 1,953万円 |

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況

| 時 期 | 利用停止 | 強制解約等 | 合 計 |
|-------------|--------|----------------|--------|
| 平成15年度 | 1,362件 | 623件(440件) | 1,545件 |
| 平成16年度 | 3,705件 | 1,707件(1,313件) | 4,099件 |
| 平成17年度 | 2,345件 | 1,166件(1,005件) | 2,506件 |
| 平成18年度 | 2,731件 | 1,527件(1,381件) | 2,877件 |
| 平成19年度 | 3,782件 | 1,568件(1,339件) | 4,011件 |
| 平成20年度 | 3,982件 | 2,517件(2,306件) | 4,193件 |
| 平成21年度 | 1,945件 | 1,495件(1,406件) | 2,034件 |
| 平成22年度 | 1,961件 | 1,300件(1,159件) | 2,102件 |
| 平成23年度 | 3,124件 | 1,520件(1,236件) | 3,408件 |
| 平成23年 4月～6月 | 669件 | 293件(231件) | 731件 |
| 7月～9月 | 741件 | 356件(298件) | 799件 |
| 10月～12月 | 827件 | 406件(321件) | 912件 |
| 平成24年 1月～3月 | 887件 | 465件(386件) | 966件 |
| 平成24年度 | 3,662件 | 2,340件(2,096件) | 3,906件 |
| 平成24年 4月～6月 | 899件 | 456件(388件) | 967件 |
| 7月～9月 | 849件 | 551件(492件) | 908件 |
| 10月～12月 | 1,123件 | 819件(752件) | 1,190件 |
| 平成25年 1月～3月 | 791件 | 514件(464件) | 841件 |
| 平成25年度 | 3,443件 | 2,420件(2,028件) | 3,835件 |
| 平成25年 4月～6月 | 820件 | 532件(472件) | 880件 |
| 7月～9月 | 815件 | 591件(529件) | 877件 |
| 10月～12月 | 1,036件 | 611件(516件) | 1,131件 |
| 平成26年 1月～3月 | 772件 | 686件(511件) | 947件 |

(注1) 「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注3) 「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4) 「合計」は、「利用停止件数」+「強制解約等件数」-「既口座利用停止件数(「強制解約等」欄のカッコ内)」により算出。

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

| | |
|---------------|-------------------|
| 調 査 対 象：267金庫 | 調査基準時期：平成26年3月末時点 |
|---------------|-------------------|

| 期 間 | 件 数 | 金 額 |
|-------------|------|-----------|
| 平成13年度 | 0 件 | 0 千円 |
| 平成14年度 | 1 件 | 1,609 千円 |
| 平成15年度 | 8 件 | 9,350 千円 |
| 平成16年度 | 22 件 | 54,988 千円 |
| 平成17年度 | 82 件 | 70,974 千円 |
| 平成18年度 | 25 件 | 15,013 千円 |
| 平成19年度 | 19 件 | 11,737 千円 |
| 平成20年度 | 32 件 | 47,087 千円 |
| 平成21年度 | 14 件 | 25,435 千円 |
| 平成22年度 | 7 件 | 3,123 千円 |
| 平成23年度 | 12 件 | 9,789 千円 |
| 平成24年度 | 43 件 | 45,443 千円 |
| 平成24年 4月～6月 | 4 件 | 2,966 千円 |
| 7月～9月 | 9 件 | 4,173 千円 |
| 10月～12月 | 27 件 | 37,944 千円 |
| 平成25年 1月～3月 | 3 件 | 360 千円 |
| 平成25年度 | 3 件 | 880 千円 |
| 平成25年 4月～6月 | 1 件 | 280 千円 |
| 7月～9月 | 0 件 | 0 千円 |
| 10月～12月 | 1 件 | 100 千円 |
| 平成26年 1月～3月 | 1 件 | 500 千円 |

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注4) 以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

- ①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合
- ②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：267金庫 調査基準時期：平成26年3月末時点

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて

| 期 間 | 件 数 | 金 額 |
|-------------|------|-----------|
| 平成18年度 | 2 件 | 4,735 千円 |
| 平成19年度 | 1 件 | 4,290 千円 |
| 平成20年度 | 3 件 | 2,300 千円 |
| 平成21年度 | 3 件 | 1,979 千円 |
| 平成22年度 | 0 件 | 0 千円 |
| 平成23年度 | 13 件 | 67,433 千円 |
| 平成24年度 | 2 件 | 6,100 千円 |
| 平成24年 4月～6月 | 1 件 | 4,800 千円 |
| 7月～9月 | 0 件 | 0 千円 |
| 10月～12月 | 0 件 | 0 千円 |
| 平成25年 1月～3月 | 1 件 | 1,300 千円 |
| 平成25年度 | 4 件 | 4,069 千円 |
| 平成25年 4月～6月 | 0 件 | 0 千円 |
| 7月～9月 | 0 件 | 0 千円 |
| 10月～12月 | 1 件 | 1,430 千円 |
| 平成26年 1月～3月 | 3 件 | 2,639 千円 |

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について

| 期 間 | 件 数 | 金 額 |
|-------------|-------|------------|
| 平成18年度 | 222 件 | 105,287 千円 |
| 平成19年度 | 339 件 | 165,802 千円 |
| 平成20年度 | 319 件 | 154,425 千円 |
| 平成21年度 | 347 件 | 189,738 千円 |
| 平成22年度 | 450 件 | 333,692 千円 |
| 平成23年度 | 356 件 | 240,213 千円 |
| 平成24年度 | 189 件 | 124,738 千円 |
| 平成24年 4月～6月 | 49 件 | 40,404 千円 |
| 7月～9月 | 47 件 | 17,515 千円 |
| 10月～12月 | 56 件 | 42,986 千円 |
| 平成25年 1月～3月 | 37 件 | 23,833 千円 |
| 平成25年度 | 150 件 | 90,686 千円 |
| 平成25年 4月～6月 | 29 件 | 11,439 千円 |
| 7月～9月 | 41 件 | 24,838 千円 |
| 10月～12月 | 39 件 | 19,071 千円 |
| 平成26年 1月～3月 | 41 件 | 35,338 千円 |

(注1) 対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

(注2) 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期をいう。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

以 上